

コンテナ 293 号 wi-fi 利用規約

(趣旨)

この規約は、コンテナ 293 号(以下、本施設)を利用される方を対象に津久見市周遊活性化対策協議会(以下、本協議会という。)が整備した公共無線ネットワークの利用に関し、必要事項を定めるものとします。

第 1 条 規約の遵守

- (1)本規約は、本サービスの利用者に適用するものとします。
- (2)本サービス利用者は、本規約に同意したものとみなします。

第 2 条 本サービスの内容

- (1)本サービスの利用場所は、本施設のみとします。
- (2)本サービスの利用料金は無料ですが、インターネット上の有料サービスは利用者のご負担となります。

第 3 条 本サービスを利用するために

- (1)無線ネットワークの利用を希望する者は次に挙げるものを準備しなければなりません。ただし、それらが本施設自体の利用を妨げる場合は持ち込みをお断りする場合があります。
 - ・スマートフォン、PC、タブレット等の接続端末
 - ・無線ネットワークインターフェイス
 - ・閲覧ソフト
- (2)本協議会からの機器等の貸し出しは一切行いません。
- (3)本サービスは無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保証するものではありません。

第 4 条 利用者の義務

- (1)本サービスを利用されるにあたっては、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」を遵守願います。

- (2) 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとします。通信機器の種類、ソフトウェアまたはブラウザ等により本サービスを利用できない場合であっても、本協議会は責任を負いません。
- (3) 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は利用者が行うものとします。回線利用中のコンピュータウイルス感染等につきましては本協議会は一切責任を負いません。
- (4) 本施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、通信機器及び付属器機に供給する電源は利用者が準備するものとします。
- (5) 他の利用者の迷惑とならないよう、通信機器の音声は消音もしくはイヤホン等を使用して下さい。
- (6) 次条に規定する禁止行為はおやめ下さい。
- (7) その他の利用方法については、本協議会の指示に従って下さい。
- (8) 利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について本協議会は一切責任を負いません。

第5条 禁止行為

- (1) 第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為。
- (2) 第三者もしくは本協議会の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為。
- (3) (2)に掲げる場合の他、第三者もしくは本協議会の不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為。
- (5) 法令に違反、もしくは違反する恐れのある行為及び迷惑行為
- (6) ID又はパスワードを不正に使用する行為。
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じてもしくは関連して使用する行為、又は提供する行為。
- (8) 大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者に迷惑となる行為。
- (9) 利用場所における本施設備え付けの電源コンセントの使用

第6条 サービスの変更・中止

- (1) 利用者が本規約に違反した場合は、利用を中止して頂きます。
- (2) 本サービスは利用者に予告なく中止することがあります。
- (3) 利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について本協議会は一切責任を負いません。
- (4) 本協議会は利用者の承諾を得ることなく、本サービス及び本規約の内容を変更できるものとします。
- (5) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が必要と認められるとき。

第7条 免責事項

- (1) 本サービスは通信の安全性、可用性及び機密性を保証するものではありません。
- (2) 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について本協議会は一切責任を負いません。
- (3) 回線及び電波状況により十分な速度で動作できない場合があります。

附則

令和4年8月25日 策定